

自立から共生としての ジェンダー論

太田 郷美さん



SATOMI ● OTA

所 属：経済学部国際経済学科3年
出身高校：専修大学附属高校
趣 味：買い物
愛 読 書：南北・南南問題

論文要旨

国連では、1967年11月7日「女性差別撤廃宣言」が総会で採択された。それから40年が経った。形式や制度としては、男女平等が日本にも世界にも広がり始めている。しかし現実の認識としては、決して男女平等な社会などではない。何故今、ジェンダーなのか。いったい何が障害となっていて、どうしたら本当の平等が実現できるのか、について論じていきたい。

第1章では、具体的にジェンダーとはどんな考えで、どのようにして生まれ、どのような現状であるのかを理解していく。

第2章では、男女差別を生み出す原因について、メディアイメージ・宗教・社会構造の3段階に分けて論じていく。

第3章では、第2章で考察した差別はどのように是正されているのか、差別を無くす努力は日本へ応用可能なのかについて見ていく。

第4章では、昨今の技術進歩による代理母の問題について、ジェンダーの観点から再考していく。

本論文を通して、ジェンダーは先進国に住む強い女性だけの問題でも、発展途上国に住む女性への暴力の問題でも無く、私たち一人ひとりが日々考えて行動しなくてはならない身近なテーマであることを主張していきたい。

目次

はじめに

第1章 ジェンダーとは何か

- 1 進まぬジェンダーへの理解
- 2 日本国内での現状

第2章 差別をもたらすもの

- 1 メディアイメージ
- 2 宗教
- 3 社会構造

第3章 差別を是正する努力

- 1 国連
- 2 日本への応用

第4章 本当の男女平等を求めて

- 1 技術進歩と女性のモノ化
- 2 21世紀への期待～自立から共生へ～

むすびにかえて

はじめに

私は、幼い頃から、「女の子らしく」や「女のくせに」と言う言葉に疑問を感じていた。その疑問が学問として存在するのを知ったきっかけはアメリカの女性グループ、DESTINY'S CHILDのヒット曲『INDEPENDENT WOMEN』である。その曲は、女性の自立と自尊心を持つことの大切さを歌ったもので、映画の主題歌としても話題であった。そこで初めてジェンダーという考え方に触れ、それまでの疑問が解決していくと共に、男女の不平等さに憤りを感じたのである。

小学生のとき、出席名簿は女子児童が後だった。中学生のとき、体育祭では男子は伝統の組み体操を披露していたが、女子はその周りで簡単な踊りを踊るだけだった。高校に入学すると、ニュースで日本経済の大不況の只中で女子大生の就職超氷河期と騒がれてい

た。私は、決して出席名簿の前に載りたかった訳でも、組体操がやりたかった訳でもない。形式としてだけの平等ではなく、女性も男性も性別という枠を乗り越えた社会構造を求めているのである。そして、男女雇用機会均等法は社会構造が変わらないのに男女平等の形だけを整えたために、不況に際しては女性の就職率の低さを露呈してしまった具体例だと考えている。私の友人は、就職活動の際、会社へ赴き面接の前に「法律で禁止されているから募集に男性のみと書けなかったけれども中には男性しかいないから」と言われ断られたことがあるという。ジェンダーを通して社会を見てみると、不条理なことばかりがある。

大学に入学した私は、ニュージーランド、アメリカ、韓国と短期留学を経験し、国ごとのジェンダーへの考え方の差や問題を知った。2004年、2005年と訪れたニュージーランドではヘレン・クラーク（※1）という女性が、首相として（2007年12月現在）女性ならではの福祉的政策を進めていた。そこで、日本の女性の国会議員の少なさに疑問を感じた。2005年に留学したアメリカでは、大学内でも家庭でも、レストランなどでも日本では考えられないようなレディファーストな文化を体験した。レディファーストとは、一見女性を尊重する習慣に思える。しかし、その裏に隠れる女性への弱いから保護しなければいけないという観念は、女性を貶めているとも言える。今年、2007年に留学した韓国の女性たちは皆、自己の主張をはっきりと持っていて、強い印象を受けた。しかし、韓国の意識の根底には儒教（※2）の教えが根付いており、やはり妻は夫に従うものとされているという。

ジェンダーがより身近な問題であることを考察するために、これらの私の海外経験や日本での生活の中で直接的に感じたことをベースとして、社会的性差について理解を深めていきたい。

第1章 ジェンダーとは何か

1 進まぬジェンダーへの理解

ジェンダーと聞いて、何を思い浮かべることが出来るだろうか。学校の名簿の名前を男女混合にしたり、保母や看護婦を保育士・看護師に改めたりして、男女平等にしようとする動きと理解している人が多いように感じられる。そして、そのようなことをしても意味は無いし、それなら映画館のレディースデーや女性専用車両はどうなるのだ、と思っている人もいるかもしれない。しかし、ジェンダーが本当に意味していることは、女性の自立や権利の拡大だけではない。ジェンダーは、女性問題ではなく、男性も含めた社会構造の全体の問題なのである。

ジェンダーとは、生物学的な性差「セックス」に対して、社会的性差を指す言葉である。例えば、子どもを出産するという行為は、女性にのみ備わったものであり、これは生物学的な性差である。一方、子どもを育てるという行為は、男女が平等に責任を持たなくてはいけないことである。しかし、日本の男性の育児休暇取得率を図1よりみると、男性の育児休暇率は0.7パーセントと圧倒的に低い。女性だから愛情が深く、家事をしなければいけないとか、男性だから男らしく振る舞い、女性よりも仕事が出来なくてはいけないなどというのは、生物学的に決まっていることではなく、個人差が大きい。しかもそれらは、時代ごとに変化するステレオタイプの要

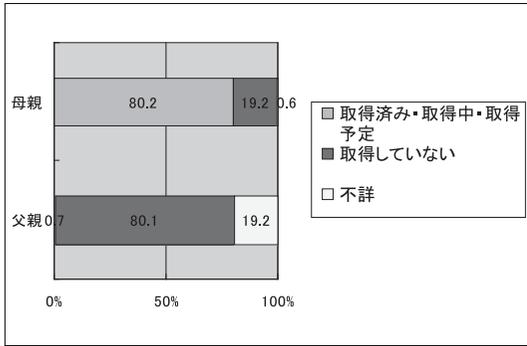


図1 現在常勤の父母の育児休暇取得状況

データ出典：井上輝子・江原由美子『女性のデータブック [第4版]』175ページよりデータ引用。図はデータを元に筆者が作成

素が強い。ジェンダーという言葉を使うことによって、それまでの「男のくせに」「女のくせに」という性別によって固定されていた社会的役割を柔軟にすることが出来る。ジェンダー・フリーな社会を実現することによって、女性のみならず、男性も差別から解放されるのである。

2 日本国内での現状

ジェンダーの問題は、雇用・結婚・法律など多種多様であるが、本節では、教育にスポットを当て日本国内でのジェンダーの現状を考察する。

(1) 教育

私が小学生だった1990年代後半には、小学

生のランドセルは女子児童が赤、男子児童は黒であり、ほとんどの児童が例外なく使用していた。しかし、最近のランドセルの商業などをみていると、黄色やオレンジ色のランドセルが目立ち始めていることに気付く。学用品の色や名簿の順番などで男女を区別することは目に見える差別であるから、その是正も比較的簡単で、早くから廃止されていた。

しかし、大学や高校の専攻分野に関しては、ジェンダーの傾向が強い。2003年度の統計を見てみると、社会科学系の学科を専攻する学生が大半のため、割合としては少ないものの、家政（女子5.0%、男子0.2%）、教育（女子8.5%、男子3.5%）、理学（女子2.3%、男子4.3%）となり、女子は文系、男子は理系というステレオタイプが現れていることが分かる。その原因としては、教員の担当教科に男女の偏りがあることが上げられる。女性教員は国語や英語、家庭科などに多く、男性教員は数学、理科などに多い。表1をみると、現状では、生徒がそれぞれの教科に女子向き・男子向きのイメージを抱いてしまう可能性が高い。教員の性別の偏りの問題などは今すぐ解決できる問題ではないが、教育という社会的影響の強い場であることを認識し、徐々に改善していく必要がある。

表1 中学および高等学校教員の性別別の担当教科（複数回答、2001年）

		（％）							
	性別	国語	社会（地理 歴史・公民）	数学	理科	音楽	保健 体育	技術家庭 （家庭）	英語
中学校	女	20.7	5.6	9.9	5.7	10.2	8.1	10.8	17.7
	男	9.1	16.3	17	14.7	2.4	13.5	7.8	9.1
高校	女	20.9	6.3	5.6	4.6	2.9	6.9	14.3	21.4
	男	10.4	20.7	14.1	11.6	1.3	12.8	0.2	12.1

データ出典：井上輝子・江原由美子『女性のデータブック [第4版]』99ページよりデータ引用。表はデータを元に筆者が作成

(2) セクシュアル・ハラスメント

また大学では、さらに深刻な問題として、キャンパス内でのセクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）（※3）が起きている。専修大学にもセクハラ防止委員会があることを知っている人も居ると思う。セクハラとは必ずしも性的な行為のことだけを指すのではなく「これは大事な仕事だから男に任せなくては」などという性別による差別的な発言や、女性だからといって掃除やお酌をさせたり、男性だからといって一気飲みを強要したりすることも、立派なセクハラである。そのような中で、私は昨今、セクハラが顕在化したのは良い傾向だとも考える。専修大学において防止規定が出来たのは2000年（平成12年）である。このころマスコミでセクハラが問題となり、文部省から大学内でも防止に取り組むよう指針が出た。それまで泣き寝入りしていたため表に出ることのなかったセクハラの実害者が、被害を訴えるようになったことこそ、平等な権利を主張できる社会への第一歩なのである。

第2章 差別をもたらすもの

1 メディアイメージ

(1) 女性は犬で男性は貴族

2004年度の新語流行語大賞トップテンに「負け犬」という言葉が入選した。エッセイストの酒井順子氏が著書の『負け犬の遠吠え』（講談社、2003年）というエッセイで示したこの言葉は、本来の争いに負けて引き下がる人の様子を指す言葉ではなく、「どんなに美人で仕事ができても、30代以上・未婚・子どもなし」の女性のことを揶揄した表現として使われている。このエッセイについて批判するつもりは毛頭ないが、結婚しない女性

は世間一般にとって「犬」と認識されていることは問題である。一方、経済的にも時間的にも余裕があるのに結婚しない男性を「独身貴族」ということがある。結婚しない女性は犬で男性は貴族という、この非常に差別的なイメージはメディアによるものが大きい。

そもそも、結婚こそ女性の幸せであるという考えの根底には、幼少の時に読む絵本が関係しているのではないかと推測される。認知度の高い童話というと『シンデレラ』『白雪姫』『眠れる森の美女』など、ディズニーでアニメーション化されているものが思い浮かぶ。いずれもストーリーは、お姫様が敵対する魔女や継母に虐められ苦勞するが、その美貌と若さゆえに王子さまに見初められ結婚するというものである。少女たちはこれを読み、自分もいつかお姫様になれるのではないかと憧れる。しかし、現実にお姫様になれるはずはなく、結婚することが幸せというイメージのみが残るのである。さらに恐ろしいことに、童話のお姫様たちには結婚した後の話は存在しない。また、お姫様たちの敵は常に年老いた女性である。つまり、結婚してしまえば女性の価値は終わり、醜い魔女や継母になると暗示しているともいえるのである。

図2を見ても分かるように、テレビコマーシャルに出演している女性の58.5パーセントは20代の女性で、40代以上の中・高年層はほとんど登場しない。一方、男性は各年代がばらけて登場するし、30代以上も比較的高い数値である。また表2を見てみると、幼稚園から小学校低学年の子どもにアンケートした将来なりたいものの2004年と2002年の男子の上位に、「博士・学者」とある。女子の回答の「食べ物屋さん」や「保育園・幼稚園の先生」などと違い、これらは普段接することのない職

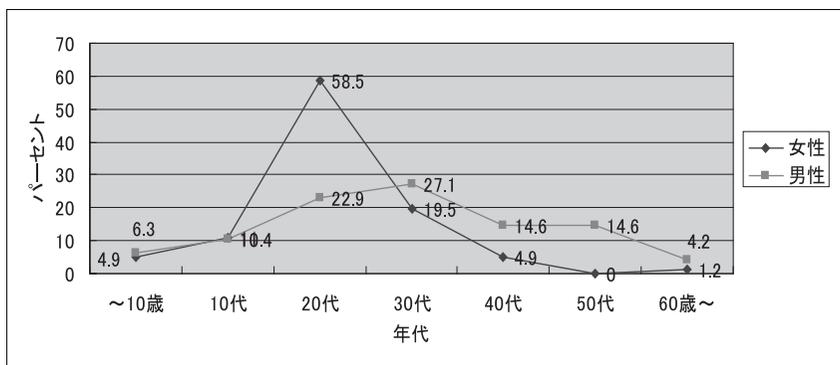


図2 テレビCMの男女別年代構成

データ出典：井上輝子・江原由美子『女性のデータブック [第4版]』125ページよりデータ引用。図はデータを元に筆者が作成

表2 大人になったらなりたいものベスト3 (幼稚園・小学校低学年)

男の子のなりたいもの	女の子のなりたいもの
2004年	
1 野球選手	1 食べ物屋さん
2 サッカー選手	2 保育園・幼稚園の先生
3 学者・博士	3 看護師さん
2003年	
1 サッカー選手	1 食べ物屋さん
2 野球選手	2 保育園・幼稚園の先生
3 食べ物屋さん	3 看護師さん
2002年	
1 学者・博士	1 食べ物屋さん
2 サッカー選手	2 看護婦さん
3 野球選手	3 保母さん・幼稚園の先生

データ出典：第一生命ホームページ『夏休み子どもミニ作文コンクール』より引用

<http://www.dai-ichi-life.co.jp/forum/work/minisaku.html> (2007年12月28日)

業である。男の子は女の子が決してかなうことのないお姫様に憧れる傍らで、宇宙や恐竜などに憧れる。お姫様に比べればそれらを研究する学者や宇宙飛行士なることははるかに容易い。今もなお、かなわぬ夢を女の子に売り続け、女性の幸せを結婚に限定するような

イメージを植えつける、ディズニーやおもちゃ会社、出版社は、ジェンダーという立場から社会的責任を取らなくてはいけないであろう。

(2) 男性差別

ところで、実は必ずしも性別で差別を受けるのは、女性だけではないのである。あまり認知されていないし、差別されている本人たちにも差別という自覚が薄いので顕在化しにくいのが、男性差別は確実に存在する。「チビ」や「ハゲ」は、男性の容姿に対する差別用語であるし、食事のとき収入に大差がなくとも男性が女性よりお金を多く出すことは、暗黙の了解ともなっている。また、これもメディアのもたらすイメージだが、少し前の栄養剤のコマーシャルを思い出してみると、たくさんのサラリーマンが列になって歩き続け壁にぶつかって「その疲れに」と言うものや、玄関先で妻と娘が疲れている様子の父親に「頑張ってる」と栄養剤を手渡すものなどがある。どちらのコマーシャルも、男性は家庭を守るために犠牲になってまで働かなければならないと宣伝されている。これはもちろん、企業社会の中で女性が重要視されていないという裏返しでもあるが、この社会構造の中で男性だけが利益を得ていると見る見方は一面的である。

2 宗教

宗教と女性差別、ジェンダーは切り離せない問題である。世界人口の4割を占める信者を持つキリスト教では、神や神の使い、イエスキリストは男性であるという認識が強く、厳格なカトリックでは、女性の聖職者を認めていない。また、先進国の筆頭であるアメリカでも、キリスト教の影響は強く、2006年7月よりサウスダコタ州では人工妊娠中絶がほぼ全面的に違法になった。この法律もキリスト教の理念に基づくもので、2006年のアメリカ中間選挙の際にも、人工妊娠中絶の是非が

大きく報道され、注目を集めていた。レイプや近親相姦の被害者が中絶することも認めないこの法律は、女性の権利を著しく侵害している。

イスラム教についても男女不平等が言われており、2004年の国連開発計画（UNDP）がまとめた「ジェンダーエンパワーメント指数」（※4）の下位を占める国は、イスラム教国家が多数である。私がニュージーランドに留学した際も、イスラム教国の生徒と触れ合う機会があったが、留学生は全員男性であった。また、アラブ首長国連邦（以下UAE）（※5）の生徒に、「UAEでは本当に一夫多妻制なのか」と尋ねたことがある。その質問に対して、彼は当然のように「一人の男性につき3人まで妻をもらってよい」と教えてくれた。一夫多妻は女性を一人の人間として扱っていないと問題視されるべきなのではないだろうか。

また、日本にも宗教と関わる女性差別は存在する。葬式の喪主は基本的に男性が行うことや、墓地の長男による相続の慣行、女人禁制の山や修剣道場などがその例である。女人禁制の例としては、特に両国国技館の土俵が有名である。1990年には優勝力士に内閣総理大臣杯を代理で授与する予定だった当時の森山真弓官房長官、近年では太田房江大阪府知事の府知事賞の授与についても、日本相撲協会は「女性だから」という理由だけで断っている。また、2007年9月19日には、一般の女性が警備員の制止を振り切って土俵によじ登った事件も発生しており、結果的に土俵の中には進入しなかったが「1400年の相撲の歴史が破られそうになった」と大きく報道された。どの宗教においても、時代に対応した新しい解釈が必要であるし、伝統や慣習がただ古いだけで大切にされる、というのは間違っ

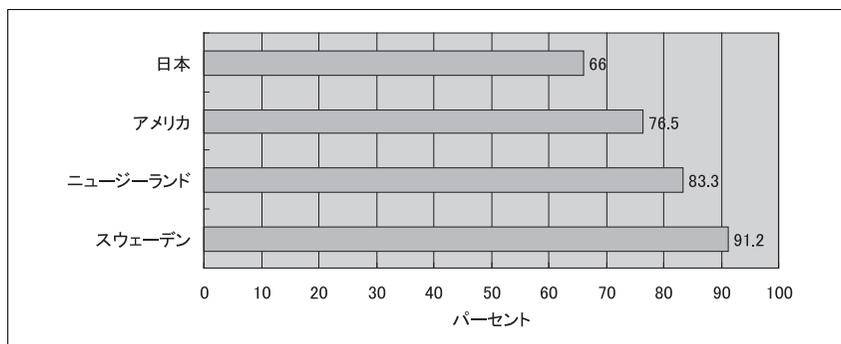


図3 男性の賃金を100とした場合の性別賃金格差の国際比較 (1998～2000年)

データ出典：井上輝子・江原由美子『女性のデータブック [第4版]』89ページよりデータ引用。図はデータを元に筆者が作成

ている。全ての人々が平等な権利を保障される、最低限のスタンダードを作り出さなければならない。

3 社会構造

現在の社会構造をみてみると、女性に不利なものが多い。特に日本の雇用は、目に見える男女格差を抱えている。図3は、男性の賃金を100とした場合の女性の賃金の格差の国際比較である。「ジェンダーエンパワーメント指数」でも、世界2位を誇る福祉国家スウェーデンは91.2パーセントと極めて高い水準を維持しており、同国は、世界で初めて女性に選挙権を与えた国である。近年社会福祉の充実に努めているニュージーランドは83.3パーセント、アメリカは76.5パーセントで、日本は66.0パーセントと先進諸国の中でも特に低い。

その要因のひとつとして、女性の正規雇用がうまく機能しておらず、勤続年数が短かったり、入職時点から不熟練職種・補佐的職種に配置されたりするため、賃金上昇が起き難いためという点があげられる。女性の労働形態を図に表すと、M字型になる。20～24歳までで労働率が一気に上がり、30～34歳で下が

る。そして、40～44歳で、また再び20代の頃と同じレベルまで上昇するのである。これは、結婚と育児を期に仕事を辞め、子どもに手がかからなくなった時点で仕事に復帰することを意味する。つまり、仕事を続けて収入を得ることよりも、配偶者の収入に頼り、育児や家事に専念することの方がインセンティブが高いということになる。もし、女性労働者の賃金向上が見込めれば、女性の継続雇用を望むことができ、スパイラル的に女性の賃金が上昇するはずである。

インフォーマルセクター（※6）における労働は、もちろん大切な仕事である。しかし、女性の社会進出のために出生率が低下したというのは、見当違いな意見である。家事や育児、介護は女性だけの仕事ではない。ジェンダーフリーな社会構造を求めるのであれば、雇用の格差を埋め、女性が働き続けることの出来る社会構造整備をする必要がある。

第3章 差別を是正する努力

1 国際連合

20世紀後半、国連の女性政策は大きな進展をみた。そもそも、国連創設時に既に、「女性の地位向上委員会」設立のため女性団体や

女性代表への働きかけが進んでおり、その結果、国連憲章前文に男女同権が盛り込まれる運びとなった。国連の女性運動の中心、女性の地位向上委員会の歴史を明らかにすることによって、その努力を確認していきたい。

(1) 第一期：法的権利の整備期（1945～62年）

1948年に「世界人権宣言」、1952年に「婦人の参政権に関する条約」、1957年に「既婚女性の国籍に関する条約」、1962年に「婚姻の同意・最低年齢および婚姻の登録に関する条約」などが立案された。その集大成として、1967年に女性に対する差別の撤廃を包括的にまとめた「女子差別撤廃宣言」が発表された。女性の地位向上委員会は、まず始めに女性の権利を法典化し、その後の発展を目指したのである。

(2) 第二期：開発と女性の統合期（1963～75年）

この時期に、かつて大国の植民地であった国々の多くが独立を果たし、国連に加盟していく。それに準じて、ほとんどの第三世界の国は普通選挙を導入した。その一方で、独立に伴い、国連の重大関心事が女性問題から南北格差へと意識が移り変わり、この時期はアメリカのジョン・F・ケネディ大統領の発案で「国連開発の10年」と定められた。すなわち、それまで男女平等を推進することのみにとらわれていた反省を踏まえ、開発問題への女性政策として軌道修正されることとなったのである。1975年には、第一回世界女性会議がメキシコで開かれ、それまでの「男女の特性論に基礎づけられた機能平等論」から「固定化された男女の役割分担観念そのものの変革」という、今のジェンダーの考えにも繋がる思想が発展された。

(3) 第三期：国連女性の10年（1976～85年）

この10年は、国連の定めた「国連女性の10年」である。その成果として目覚しいものは、NGOとの連結である。世界会議がNGOフォーラムを伴って開催されたことで、女性団体の国際社会での発言権が高まった。1980年に第二回世界女性会議がコペンハーゲン（※7）で行われ、第三回女性会議はナイロビ（※8）で開催された。NGOは、開発は女性の参加なしには不可能だという合意を国連にとりつけ、女性の過小評価は貧困、人口過剰、非識字率、食糧不足、健康状態の悪化などの地球規模の問題と密接に関わっていることを主張した。つまりNGOは、ただ各国政府の協議の場であった国連を、草の根レベルまでマイクロ化したのである。またこの時期、国連は世界女性の憲法といえるような「女子差別撤廃条約」も採択しており、この条約の締結国へ対して、法律上だけでなく事実上の差別解消を強く求めた。

(4) 第四期：平等・開発・平和に向けて（1986年～現在）

この時期には、それまでの一連の世界会議を通じた草の根活動の進展によって、女性への暴力が問題提起された。女子差別撤廃条約は世界に広がっていったが、そこでは家庭内暴力から武力紛争下での暴力、強姦、セクシュアル・ハラスメント等の、女性固有の人権への危機意識が希薄であった。それに対応するように、1993年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。その後、1995年には第四回世界女性会議を北京で、2000年には国連女性200年会議を開催して、それまでの条約や宣言の完全実施に向けた戦略を協議したといわれる。現在に至っても、その姿勢は変わることなく続いており、その例とし

て、国連の職員の採用は試験で男女が同じ点数を獲得したのならば、女性雇用拡大のため優先的に女性を採用するなどの積極的な行動がとられている。

2 日本への応用

日本では、どのように男女差別を是正する努力が行われているのだろうか。

(1) 男女雇用機会均等法

同法の正式な法律の名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」である。元々は1972年に、「勤労婦人福祉法」として制定されたが、1985年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」を日本が批准したことにより、現在の法律に改正された。法律の施行は1999年4月1日からで、募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇において、男女差をつけることを禁止した。加えて、一方の性を現す言葉で募集をすることも禁止され、保母が保育士、スチュワーデスが客室乗務員などに変更された。また、労働基準法とも連動して、女性に対する深夜労働・残業や休日労働の制限が撤廃された。これに伴い、女性は残業できないから結局家に仕事を持ち帰って、ただ働きをするということがなくなったし、鉄道の乗務員など、深夜勤務の必要な職業への女性の進出が進んだ。

(2) 男女共同参画基本法

この法律は、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会、「男女共同参画社会」の実現のために2000年に施行された法律である。この法律によって、女性の議会参画や、幅広い活動を支援する責務が地方自治体に求められた。東京都を例に、男女共同参画基本法に基づいた条例をみてる

と、東京都は女性問題協議会（女性協）を発足させ、男女平等参画基本条例を制定した。条例の内容や踏み込み具合は法律と大差の無いものであるが、参加からより自由度の高い参画へという理念や、女性の雇用上の問題を事業者の責務として改善を求めた点などが、評価できるものとなった。

一見、これらの法律で男女の平等が図られたように見える。しかし、根本的に考えてみると、法律で求められたものは女性の人権そのもので、それらがつい最近まで認められていなかったという現実には愕然となる。このようにずいぶん遅れてではあるが、国連設立時から自分らしく生きるために、自由で平等な社会を願って実現に苦闘してきた女性たちにとって、ジェンダーの構造が国連、国家、草の根の全レベルにおいて、グローバルスタンダードになったのである。私たちも、世界水準を下回ることはないよう、日本国民ひとりひとりに浸透させていかななくてはいけない。

(3) 日本が取り入れるべき制度

図4を見ると、日本の国会議員における女性の割合がかなり低いものだということが分かる。同じように割合の低いフランスや韓国は女性議員の最低割合を固定しており、日本でもそのような努力がなされても良いのではないだろうか。また、第1章の2節で詳しく触れたセクハラについていえば、イギリス、デンマーク、ノルウェーなどの国々では、刑法上の犯罪とされている。特にノルウェーでは、セクハラを行った違反者は無条件に解雇されるが、雇用主にも責任が課せられる厳しい法律となっている。日本では、未だに国や地方自治体、企業の責務としてジェンダーを規定できていない。さらに責任感のある管理が制度として求められるといえよう。

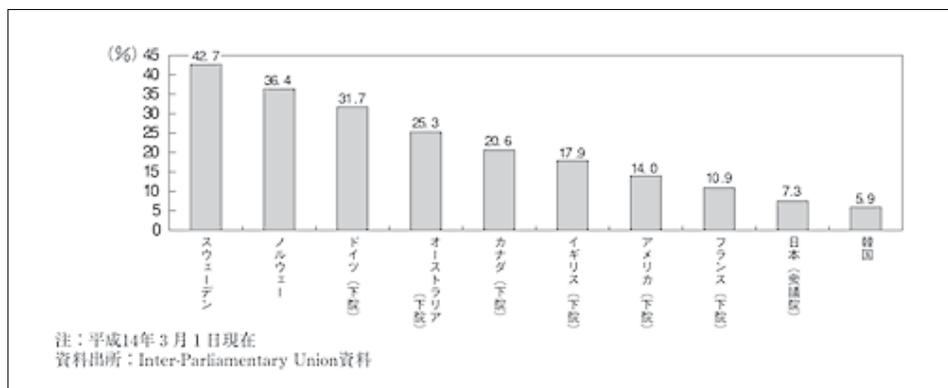


図4 国会議員における女性の割合の国別比較

データ出典：「平成13年度男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成14年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」ホームページより引用。
http://www.gender.go.jp/whitepaper/h14/1_1.htm (2007年12月28日)

第4章 本当の男女平等を求めて

1 技術進歩と女性のモノ化

本当の男女平等を求めらるる中で、技術進歩と共に噴出した新たな問題もある。その中で特に関心と危険性が高いのが、代理母出産(※9)である。日本では、代理母出産は日本産婦人科学界が自主規制しているため、原則としては行われていない。アメリカのカリフォルニア州を始めとする数州では、体外受精などと並ぶ、生殖補助医療として認められており、日本から渡航して代理母出産をするカップルも存在する。出産は例え先進国であっても、妊産婦死亡率がゼロパーセントになることはない、生命の危険を伴う行為である。自分の血の繋がった子どもが欲しいという欲望のために、他人の命の危険を金で買うような行為は、決して許されるものではない。ましてや、女性の身体は、産む機械などではない。自分の血の繋がった子どもを持つことが必ずしも人生の幸せに繋がるとは限らないし、世界には、親を必要としている孤児も数え切れぬほど存在する。女性の権利と個人のエゴは、区別して理解しなくてははいけない。

また、代理母の問題は、女性の身体をモノとしてしか認識しない売春やポルノグラフィの問題とも関わる。これからも代理母や売春を職業の自由として認めるのか、女性に対する暴力として排除すべきなのか、問われる時がくるだろう。私は、それらが絶対的な女性への暴力であり、それらがメディアを通じて世間に媒介されることによって、無関係の女性の地位までもが貶められると強く主張したい。

2 21世紀への期待～自立から共生へ～

20世紀は、男性の時代であった。だからといって、ジェンダーという考えが21世紀に「女性の時代」を求めているのではない。例えば、性同一性障害(※10)という障害は、近年ドラマ化されたり、著書が発表されたりして認知され始めた障害のひとつである。私たちは、普段何気なく、女子トイレ、男子トイレに別れて入っていく。そのことによって悩み苦しむ人の存在などは、頭には浮かばない。つまり、生物学的な性と社会的な性は、それほど確定的なものではないのである。

ジェンダーが求めているのは、性を中性化することではない。男に生まれたから男らしく、女に生まれたから女らしくではなく、その人、個人を生き抜くことの出来る社会になっていなくてははいけないのである。21世紀には、男女を対立させるような「女性の自立」から脱却し、一人ひとりと地球全体の「共生」を目指すべきである。新しい世紀には、それを受け入れるだけのキャパシティと寛容さが備わっていると私は確信している。

むすびにかえて

これまでセクハラ・メディア・宗教・代理出産など様々な分野における「ジェンダー」を取り上げてきたが、ジェンダーの問題は、この論文で触れることの出来なかった家庭内暴力や性労働、人身売買などさらに多岐にわたっている。何故そんなにも多くの分野にジェンダーが存在するのか。人類がこれまで作り上げてきたあらゆる性差別こそがジェンダーであるからである。この差別を是正しようという動きが始まったのを、国連で「女性差別撤廃宣言」が採択されてからと考えても、まだたった40年である。人類が文化を築いてからの歴史とジェンダーの歴史ではその差は計り知れない。しかし、ジェンダーを理解し、

差別がいかに男女を束縛しているかを明確にすることでその歴史に変革を起こせるのではないか。この論文では、まず「ジェンダーを考える」ということを特別視するような風潮を見直す必要性を中心に考えてきた。「女は女だということによって優遇されているくせにちょっとでも区別されるとジェンダーだ、ジェンダーだと騒ぐ」などと、女性を批判する人がいるが、ジェンダーは女性のためだけの学問ではない。世界人口の半分以上を占める女性の権利が確立されれば、さらに生きやすい社会になることは明白である。ジェンダーを学び、身につける必要も全ての人にある。これまでは、国連を中心にさまざまな条約や宣言を作って女性の権利を主張し、守ってきた。しかしこれからは、ジェンダーは学問だけではなく、生活の一部として考えていかなければならない。そのためには自らの経験にジェンダーを少し近づけて見てみる必要があるのではないか。これまでの人生で全くジェンダーという分野を感じたことの無い人など居ないと思う。ジェンダーを考え共生を目指すためには何の道具も必要ない。一人ひとりがより良く生きるために、ジェンダーを学び、性別も人種も国籍も関係なく、幸福に生きられる日々が訪れることを強く望んでいる。

脚注

- 1 ニューージーランド首相。1999年から現在まで3期連続で首相を務める。所属政党は与党、労働党。
- 2 孔子を祖とする教学。儒学の教え。中国の代表的な思想で、朝鮮・日本にも大きな影響を与え続けた。四書・五経を經典とする。
- 3 「セクシュアル・ハラスメントとは本人が意図するとせざるとにかかわらず、相手に性的な言動であると受け止められ、それによって、相手方を不快にしたり脅威や屈辱感を与えたり、また相手方がそこで学び研究し、あるいは働く環境を悪化させる行為です」。
専修大学 セクシュアル・ハラスメント防止委員会の定義より引用
http://www.senshu-u.ac.jp/~off1017/info/boushi_gakusei.html (2007年12月28日)
- 4 国連開発計画 (UNDP) が毎年発表する『人間開発報告書』における、女性の政治・経済分野への進出を表す指標。
- 5 United Arab Emirates。アラビア半島東部北岸を占める連邦国家。1971年にイギリス保護領から独立。人口は231万人で首都はアブダビ。
- 6 非公式経済。市場経済の有償労働と対比される、家事や介護、育児などの無償労働のこと。

- 7 デンマークの首都。北欧の経済・文化の中心地。
- 8 アフリカ東部、ケニアの首都。
- 9 (1)体外授精による夫婦の受精卵を代理母の子宮に入れ、出産する (2)第三者から提供された卵子と夫の精子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に入れ出産する (3)第三者から提供された精子と妻の卵子を体外受精し、その受精卵を代理母の子宮に要れ、出産する。以上の大まかに3種類の方法が存在する。代理母には謝礼金が支払われる。
- 10 「心の性」と「身体の性」が一致しない病気。有効な治療法は身体の性を心の性に合わせる性適合手術しかない。戸籍や学校、役所など多くの問題を抱える。

参考文献

- ・大沢真理『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法〈改訂版〉』株式会社ぎょうせい、2002年。
- ・ヘレナ・ヒラータ他編(宇津木めぐみ他訳)『読む事典 女性学』藤原書店、2002年。
- ・井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック〔第4版〕』有非閣、2005年。
- ・赤松良子『女性の権利』岩波ジュニア新書、1999年。
- ・若桑みどり『お姫様とジェンダー』ちくま新書 2003年。
- ・瀬地山角『お笑いジェンダー論』勁草書房、2001年。
- ・村松安子『「ジェンダー開発」論の形成と展開－経済学ジェンダー化への試み－』未来社、2005年。
- ・岡本裕一朗『モノ・サピエンス 物質化・単一化していく人類』光文社、2000年。
- ・イヴァン・イリイチ 玉野井芳郎訳『ジェンダー－女と男の世界』岩波書店、2005年。
- ・外務省ホームページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/cv/r_clark.html
- ・国連ホームページ
<http://www.unic.or.jp/>
- ・内閣府男女共同参画局ホームページ
<http://www.gender.go.jp/>